

社会福祉法人樫の木福社会 役員報酬等基準

(目的)

第1条 この報酬等基準は、社会福祉法人 樫の木福社会（以下「当法人」という）定款第27条1項の規定に基づき、役員の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員は、業務に応じた報酬等を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。交通費は実費弁償とする。
但し、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

(報酬等の算定方法)

第3条 役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 役員が職務のため出張をしたときは、旅費規程に準じて、旅費（交通費、日当、宿泊費）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員に対する報酬等は、当該会議等に出席した都度、支給する。

(公表)

第5条 当法人は、この基準をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この基準の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この基準の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定めるものとする。

附則 この基準は、平成29年6月24日より施行する。

別表1 (役員の報酬)

	1回につき
法人及び施設業務のための執務	20,000円
監査業務のための執務	20,000円
理事会への出席	10,000円

社会福祉法人樫の木福祉会 評議員報酬等基準

(目 的)

第1条 この報酬等基準は、社会福祉法人 樫の木福祉会（以下「当法人」という）定款第8条の規定に基づき、評議員の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 評議員は、業務に応じた報酬等を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。交通費は実費弁償とする。

(報酬等の算定方法)

第3条 評議員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第1に定める額

(2) 評議員が職務のため出張をしたときは、旅費規程に準じて、旅費（交通費、日当、宿泊費）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 評議員に対する報酬等は、当該会議等に出席した都度、支給する

(公 表)

第5条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表 1 (評議員の報酬)

	日 額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための執務	10,000円